

## 令和5年度 第1回二宮町地域環境推進員会議 会議記録

日 時：令和5年11月30日(木)  
午後1時30分～午後2時40分  
場 所：二宮町町民センター 2Aクラブ室  
出席者数：17名  
事務局：山口生活環境課長/岡部生活環境班長

### 1. 開 会

### 2. あいさつ

課 長：日頃より、地域の環境保全にご尽力いただき、感謝御礼申し上げます。本日は、各地区の地域環境推進員が一斉に集まる貴重な機会となりますので、日頃抱えている問題等ございましたら、情報交換・情報共有いただき、今後の活動にお役立ていただければと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

### 3. 議 題

#### (1) 地域環境推進員の役割・活動について

事務局より、設置当初の活動目的であったごみの減量化や資源化の推進に一定の成果が得られ、これまでの活動により推進員の役割が十分に果たされたものと判断できたため、地区での委員の担い手不足等も考慮し、令和5年度の活動をもって廃止する旨を説明。

#### 【意見・質問等】

環境推進員：来年度から地域環境推進員がなくなる訳ですが、地域と町とのパイプ役は誰が担っていくのか、啓発機会などが減っていくことになるが担保をどのように考えているか。

事務局：基本的には地域環境推進員の活動は地区長が引き継いで担っていただくようになります。ごみが余りにも増えてしまうなど、必要な時にはまたお声掛けさせていただくこともあるかもしれませんが、啓発機会については町ホームページ、町SNS、町広報紙などで代替できているため、現状としては担保できているものと考えております。

環境推進員：地区で薪ストーブを使用している方がいて、どの程度気にしたら良いか相談を受けたことがあるが、どう回答したら良いか。

事務局：薪ストーブは屋内燃焼行為となるので法規制はありません。ただ、近隣の方から臭いが気になるといったご相談が町にあれば、使用者の方にご配慮いただ

くようお願いに伺っている。今後、薪ストーブに関する啓発チラシも作成していきたい。

環境推進員：不法投棄に関する内容で、公園にタバコとか飲食で出たごみを捨てていく人がいるが、警察に通報しても良いか。

事務局：不法投棄には違いないので、原因者がいるのであれば警察にご相談いただくのもよろしいかと思います。

環境推進員：飲食店の換気扇から出る煙の臭いが気になる。臭いが出ないように注意してもらえるか。

事務局：悪臭防止法という法律があり、事業所から排出するものを規制するものになっています。具体的な対策としては、ダクトの向きを変えてもらうとか、フィルターを清掃してもらうといった方法がありますが、一度現場を確認させてください。

環境推進員：ルールから逸脱したごみの出し方をしているごみ置場があり、ごみが残ってしまっていて困っている。

事務局：ルールどおりに出されていないごみをすぐに収集してしまうと、是正が図られないため、町も簡単には収集できません。可燃ごみのように腐敗するようなものでなければ、ステッカーを貼り、一定期間ごみ置場に置かせてもらっています。町で啓発看板を作成しているので、ごみ置場に掲示いただくのもよろしいかと思います。

環境推進員：私有地の木が越境し困っている。行政でやってもらえるか。

事務局：官有地を挟まない限り、民間の問題にはなってしまいますが、空き家などであれば空き家の所管課から相手先へ案内することもできます。町でも啓発チラシが作成できないか検討してみます。

環境推進員：猫の避妊去勢手術の助成制度について二宮町はどうなっているか。助成制度がないようであれば助成いただきたい。

事務局：当町自体には助成制度がないが、神奈川県が助成制度を設けており、平塚保健福祉事務所が受付窓口になっています。

環境推進員：町に猫の避妊去勢手術の助成制度がないのであれば、せめて、啓発チラシの中に避妊去勢手術を行う場合には県の助成制度を活用いただくような一文を入れていただきたい。

事務局：承知しました。

環境推進員：猫のことで、さくらねこについては、みんなで大事にしてエサをあげても良いものだと教えられましたが違いますか。

事務局：地域猫活動とは、飼い主のいない猫を避妊去勢した後に、地域住民の十分な理解のもと、適切に飼育管理し、これ以上繁殖しないよう一代限りの命を全うさせる活動であるため、さくらねこであれば何でもエサをあげて良いというものではありません。

(3) その他  
議題なし

4. 閉 会

以上